給水（下水道）開始申込のご案内
～長与町高田郷・まなび野へお住いになる方へ～

○高田郷やまなび野の一部には、長崎市の水道や下水道の区域があります

高田郷やまなび野の一部には、〈**長崎市水道・長与町下水道**〉や〈**長与町水道・長崎市下水道**〉の区域があります。該当区域へお住いになる方は、長与町と長崎市の**２つの自治体でそれぞれ開始手続きが必要**です。また、料金につきましても、長与町と長崎市の**２つの自治体から請求があります。**

○検針期間について（料金は、原則として申込日の翌月からかかります）

長与町給水区域の水道メーター検針期間は毎月９日～１４日で、前月検針日（もしくは給水開始申込日）から今回検針日までに使用された水量を１ヶ月分として、２３日頃に納付書を郵送させていただきます。

（**長崎市水道・長与町下水道の区域の場合**、長与町は長崎市の検針結果を基に下水道使用料を算定します。詳しくは下記までお問い合わせください。）

（**長与町水道・長崎市下水道の区域の場合**、長崎市は長与町の検針結果を基に下水道使用料を算定するため、検針期間は長与町と同じです。ただし、料金体系は異なります。）

※長与町の料金体系については、長与町水道料金及び下水道使用料早見表をご参照ください。
長崎市の料金体系・納付書発送日等については、長崎市上下水道局料金サービス課へお問い合わせください。

○口座振替のお申し込みについて

・口座振替を希望される場合は、金融機関窓口にて申込手続きをお願いします。
長与町の口座振替申込用紙と長崎市の口座振替申込用紙をそれぞれご提出ください。

（長与町では、原則として申込日の翌月より口座振替が始まります。ただし、月末のお申し込みは翌々月から開始となる場合があります。また、口座振替の開始前には口座振替開始のお知らせを送付いたします。）

・長与町の水道料金・下水道使用料は振替日は「毎月28日（休日の場合は翌営業日）」です。
※長崎市の振替日については、長崎市上下水道局料金サービス課へお問い合わせください。

長崎市の水道または下水道の開始・廃止連絡は、

長崎市上下水道局料金サービス課
ＴＥＬ：０９５－８２９－１２０７（直通）

長与町の水道または下水道についてのお尋ねは、

長与町水道局　上下水道課
ＴＥＬ：０９５－８８３－１１１１（代表）